

薩摩川内市共同募金委員会助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、福祉サービスを必要とする支援対象者（子ども、高齢者、障害者、生活困窮者など）に対して福祉活動、地域福祉推進に取り組む市内のボランティア・福祉団体を支援することを目的とし、鹿児島県共同募金会薩摩川内市共同募金委員会（以下「本会」という。）が助成する薩摩川内市共同募金委員会助成金（以下「助成金」という。）の交付に必要な事項を定める。

(助成要件)

第2条 助成となる要件は、次のいずれかとする。

- (1) 法人又はこれらに準ずる組織として運営がなされている団体もしくは、行おうとする団体であること
- (2) 社会福祉を目的とする事業の運営がなされていること
- (3) 事業活動において目標達成のための自己財源が乏しく、助成を必要とすること
- (4) 助成事業について共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うこと

(助成対象団体)

第3条 助成対象団体は、薩摩川内市内で活動する社会福祉法人、特定非営利活動法人、自治会等の地域団体、その他ボランティア・市民活動団体（住民主体による非営利団体）とする。

- 2 その他本会が適当と認めた団体
- 3 助成対象団体は、共同募金運動への協力をすること。

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者や障害者などの日常生活に不安を抱えている方への支援活動
- (2) 地域における孤立防止のための見守り・声かけ活動
- (3) 生活困窮者への支援活動
- (4) 引きこもり支援活動
- (5) 子どもの居場所づくり活動
- (6) 高齢者福祉に関する活動
- (7) 障害者・児福祉に関する活動
- (8) 地域福祉推進の為の人材育成活動
- (9) 薩摩川内市社会福祉協議会が行う地域福祉事業
- (10) その他本会が適当と認めた活動

(助成金)

第5条 助成金は、鹿児島県共同募金会（以下「県共募」という。）から本会に交付される地域福祉活動事業費を財源とする。

2 助成金は、県共募から本会への交付額の範囲内で調整する。

(対象経費)

第6条 対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 報酬（職員の人事費は除く。）
- (2) 通信運搬費
- (3) 使用料
- (4) 貸借料
- (5) 印刷製本費
- (6) 手数料
- (7) 燃料費
- (8) 保険料
- (9) 消耗品費
- (10) その他、薩摩川内市共同募金委員会会長（以下「会長」という。）が適当と認めたもの

(助成事業年度)

第7条 助成対象事業は、赤い羽根共同募金運動を行った翌年度とする。

(助成金の欠格要件)

第8条 助成申請が次の要件に該当する場合は、助成対象から除外する。

- (1) 助成対象団体に所属する者の相互扶助の親睦等を目的とするもの
- (2) 第4条に定める事業以外で団体の運営に要するもの
- (3) 第三者に助成又は委託する事業
- (4) 自己研鑽のみを目的とした活動や事業
- (5) 財源に余裕があり、助成金に頼らず運営ができると認められるもの
- (6) 介護保険事業
- (7) 収益事業とみなされるもの
- (8) 借入金の返済・負債整理のための事業
- (9) 土地の購入、造成事業
- (10) 助成決定前に既に購入又は実施している事業
- (11) 経営基盤及び運営において信用性、安定性、継続性に欠けるもの
- (12) 事業が政治、宗教、組合活動等に利用されるおそれがあるもの
- (13) 県共募と本会から重複して助成を受ける事業
- (14) 他の財源をもって実施することが適當と認められる事業
- (15) その他、本会の審査委員会において、本会の助成趣旨に反する又は助成による効果が

期待できないと認められたもの

(助成申請手続)

第9条 助成を受けようとする団体は、本会が募集する期間内に助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算（様式第3号）
- (3) 定款、規約、会則等
- (4) 役員名簿又は会員名簿
- (5) 総会資料、広報紙、会報等

(審査)

第10条 会長は、前条の団体から助成申請があったときは、薩摩川内市共同募金委員会審査委員会（以下、「審査委員会」という）に審査を依頼する。

- 2 審査委員会は助成申請書及び事務局の意見書により内容を精査し、交付の可否について審議する。
- 3 審査委員会は団体から申請のあった助成額が県共募から交付される地域福祉活動事業額を超えた場合は助成額を調整することができる。
- 4 助成金の審査に当たっては申請する団体は、必要に応じてプレゼンテーションを行うことができる。

(助成金の交付決定)

第11条 運営委員会は、審査委員会の審査結果をもとに審議し、助成金交付の可否を決定する。

- 2 会長は、助成金交付の可否が決定した団体に対し速やかに助成金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）（様式第4号）により通知する。

(助成金の交付の条件)

第12条 運営委員会は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(助成金の交付請求)

第13条 決定通知書を受けた団体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第5号）を会長に提出する。

(活動実績の報告)

第14条 助成金の交付を受けた団体は、事業終了後速やかに、当該年度の助成金実績報告書（様式第6号）に、次の各号に定める書類を添えて、会長に提出する。

- (1) 事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) その他事業の成果を表す書類等

（事業実績と審査）

第15条 会長は、助成金の交付を受けた団体から前条に定める書類等の提出があった場合は報告書をもとに事業の審査を行わなければならない。

- 2 会長は、前条の実績報告書により審査委員会に評価を依頼する。
- 3 審査委員会は内容を評価しその結果を運営委員会に報告する。
- 4 運営委員会は、審査委員会の結果を審議しこれを適当と認めたときは、承認する。
- 5 会長は、その結果を助成金の交付を受けた団体へ通知する。

（助成金の周知と明示）

第16条 助成金の交付を受けた団体は、事業や活動が助成金に係る場合は、団体の広報紙や会報、お知らせ等に共同募金助成事業であることを明示しなければならない。また、施設の整備・備品購入等に係る場合は、施設・備品等に「赤い羽根マーク」を掲示する。

（助成金の減額、保留、停止及び返還）

第17条 次のいずれかに該当する場合は、事業内容を調査の上、助成金の減額、保留、停止又は助成金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱に定める事業を実施するものとして認められなくなった場合。
 - (2) 助成決定事業を正当な理由なく変更又は中止した場合。
 - (3) 助成事業に係る報告を怠った場合。
 - (4) 助成金を目的外に使途した場合。
- 2 交付額を下回る精算額の場合は、残金について返還しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。